解散公告（第一回）

当公社は、平成二十七年八月十七日石川県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月十六日

石川県鹿島郡中能登町末坂九部四六番地

中能登町土地開発公社

清算人　杉本　栄蔵

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年八月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月十六日

沖縄県宜野湾市野嵩一丁目一一番一四号

医療法人森本産婦人科

清算人　森本　哲也

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年八月三十一日文京区長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月十六日

東京都港区虎ノ門一丁目一番二〇号虎ノ門

実業会館七階協同組合都市設計連合内

ハイツ駒込マンション建替組合

清算人　吉川　方章

清算人　角田　研

清算人　平野　正憲

清算人　井上　靖丸

清算人　木村　弘昭

清算人　野澤　史夫

清算人　東京建物株式会社

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年九月一日静岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月十六日

静岡県藤枝市水守三丁目二六番地

藤枝市水守土地区画整理組合

清算人代表　望月　秀希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市南行徳四丁目一番、最後の住所千葉県市川市柏井町二丁目一三七四番地一〇　被相続人　亡　江口　義明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十日

事務所千葉県市川市市川南一―九―二三京葉住設市川ビル五階弁護士法人リバーシティ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　梅村陽一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市中区西之谷町一一八番地、最後の住所横浜市南区永田南一丁目二番三七号　特別養護老人ホーム南永田桜樹の森

被相続人　亡　後藤　昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十六日

横浜市中区尾上町一丁目四番地一　関内ＳＴビル五階

相続財産管理人　弁護士　内嶋　順一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県小矢部市埴生一九五〇番地、最後の住所富山県高岡市戸出町五丁目三番五―一〇六号中之宮市営住宅Ｂ棟

被相続人　亡　松永　敏夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十六日

富山県砺波市宮沢町一番五一号　アイビジョン二―Ａ　となみ野法律事務所

相続財産管理人　弁護士　蓑　健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市北区紫竹西南町七四番地の五、最後の住所京都市北区大宮東脇台町一六番地大宮はつみ館二〇一　被相続人　亡　中村　正治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十六日

京都市中京区河原町通二条西入宮崎ビル二階中村利雄法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　誠司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県佐世保市城山町一〇三番地、最後の住所大阪府大阪市住吉区東粉浜三丁目一四番七号　被相続人　亡　本庄　佳子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十六日

大阪市中北区南森町一丁目三番二七号南森町丸井ビル八階

相続財産管理人　弁護士　小島　幸保

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府東大阪市足代三丁目二六番地、最後の住所大阪府東大阪市足代三丁目一〇番二二号　被相続人　亡　吉本　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十六日

大阪市中央区道修町一丁目六番七号北浜ＭＩＤビル九階

相続財産管理人　弁護士　宇都宮一志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市天王寺区勝山二丁目一四番、最後の住所大阪市生野区勝山南一丁目一七番一四号ルーチェ生野

被相続人　亡　和泉　敏治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十六日

大阪市北区西天満三―一四―一六西天満パークビル三号館九階

相続財産管理人　弁護士　矢倉　昌子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県有馬郡高平村川原六五番屋敷同居、最後の住所兵庫県三田市川原六六番地

被相続人　亡　西森　よし

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十六日

神戸市中央区中町通二丁目三番二号　三共神戸ツインビル八階　フローラ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柴田　眞里

第46期決算公告

平成27年8月28日　愛知県名古屋市西区新道二丁目15番1号

東海ソフト株式会社

代表取締役　伊藤　秀和

貸借対照表の要旨（平成27年5月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,911	負債	1,087
固定資産	817	負債	723
		引当金	423
		資本金	300
		剰余金	888
		剰余金	221
		準備金	168
		剰余金	574
		利益剰余金	25
		その他利益剰余金	549
		（うち当期純利益）	(28)
		株主資本	△75
		評価・換算差額等	29
資産合計	2,728	負債・純資産合計	2,728